

令和6年度平塚市子ども・子育て会議
第3回全体会議 会議録

日時：令和7年3月26日（水）午後2時～午後3時30分
平塚市中央図書館 3階ホール

1 議題

（1）令和6年度子ども・子育て支援事業計画の点検・評価

資料「令和6年度取組状況評価（暫定版）～基本事業（市の取組）～」及び資料「令和6年度取組状況評価（暫定版）～教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策～」に基づき、委員から事前に提出された意見を中心に事務局から説明した。

・資料「令和6年度取組状況評価（暫定版）～基本事業（市の取組）～」について

「基本事業（市の取組）」は、令和6年度の各事業の取組状況について、担当課における自己評価をまとめたものである。事業評価A「成果があがった」と評価したのは142事業、B「おおむね成果があがった」と評価したのは41事業、C「充分に成果があがらなかった」と評価したのは0事業だった。また、年度途中のため現時点では評価できないことから「評価なし」としたのは8事業あった。これら「評価なし」の事業は年度末の実績確定後に評価を行う。各事業であげられた課題は、次年度以降平塚市こども計画で引き続き取り組んでいく。

【質疑応答は次のとおり】

委員：今回から会議への出席や意見提出も電子申請ができるようになり、とても便利だと感じた。一時預かりや病児保育に限らず、可能な手続きは電子申請を進めていただきたい。

会長：事前意見で「利用者だけでなく施設側もメリットがあるのではないか」という意見をいただいているが、施設側の御意見はどうか。

委員：一時預かり事業について、全法人の内容を把握しているわけではないが、実施している園では、基準の部屋と担当の保育士を配置し行っている。しかしながら、各園ともに入所しているお子様を安全に預からなければならない中で、クラスに配置している保育士が急に休んだりした時等は、一時預かりの担当保育士が応援にクラスに入ることが日常的にあり、常時一時預かりを受け入れる状態が確保されている状況とはなっていない。定期的に一時預かりを利用される方は、その園の行事など状況を踏まえて月で予約をされていたりする。一時預かりのニーズの高い地域の保育所によっては、受け入れる体制を整えているという現状もあると思う。

会長：「事前登録に行くのは子育て中の親には負担ではないか」という意見があったが、逆に事前に園がご家族の状況などを情報共有しておくことは、一時預かりにおいても双方にとって有益なのではないかと思った。平塚市に子育て世代の転入が多いということは頼る親戚等があまりいないのではと思うの

で、システム化と同時に園の余裕、日常的な関係づくりも進めていく必要があると思う。

会 長：スクールカウンセラーについて、市と県のカウンセラーが連携して担当されていると思うが、それを取組状況評価に反映した書き方は難しいのか。連携の具体、すみ分けをしているのであればそのことについて教えて欲しい。

事務局：所管している部署が会議に出席していないため、後日改めて回答させていただきたい。

（回答は、議事録の最後に「スクールカウンセラー派遣事業」として記載）

会 長：市と県から派遣されていることで、学校現場ではどのような影響があるか。

委 員：全部の学校ではないが、市又は県から派遣されることで確保されている印象である。カウンセラーと相談に来る保護者や子どもとの関係もあると思うので、本校では市から週1で1人派遣してもらっている。

委 員：小中でカウンセラーが違うのは、メリットがあって分けているのか。

子どもが通学していた学区では小・中学校が一緒のカウンセラーで、小中継続して相談できたことがとても良かった。保護者としてはつながっている方がありがたい方が多いのではと感じている。

委 員：長男が2年生の時に相談した件を3年生でも相談したが、カウンセラーが何人か変わっていた時期だったこともあり、引継ぎがされていなかった。時間も限られた中で相談するので、カウンセラーの中で情報共有をしていただき、子どもに向けた支援にすぐに移行できる体制を整えていただきたい。また、「担任に対して伝えて欲しい」とお願いした際、カウンセラーから担任に「注意や見守りをして欲しいと言えない」と言われた。この話はどう子どもにフォローしていくのか、その後の中身が見えない。また相談への回答がないことで、不透明さが気になり相談しなくなってしまった。相談の流れを見通せるように、また親にも情報共有して欲しい。

会 長：今いただいた御質問は数字だけでは見えてこないものであり、学校間の連携はスタッフの数がいればできることかもしれない。外部の児童相談所との連携はスクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーの役割も重要になってくるのではと思った。どちらもA評価であるが、より相談体制を充実させる意味では、今の意見等を活かしていただければと思う。

・資料「令和6年度取組状況評価（暫定版）～教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策～」について

続いて、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」について、事務局から各事業における評価について説明を行った。教育・保育の提供量の確保については、計画に沿って施設整備支援を行うとともに、保育士確保の取組を行う。地域子ども・子育て支援事業について、延長保育事業や放課後児童健全育成事業等のニーズ量及び提供量は、計画値に対し実績が上回る見込みである。

【質疑応答は次のとおり】

委員：（９）妊婦健康診査事業に関して、今年の４月から妊婦健診の公費負担の拡充や１か月児健康診査の費用助成が増えると拝見した。とてもいい取組だと思うがここに記載されていないのはこれからの取組だからか、別の事業なのか。

事務局：この２つの取組は、今年３月の議会を経て取組が実施できることになったので今回の計画には含まれていないが、令和７年度から実施していく。

会長：（９）妊婦健康診査事業、（１０）乳児家庭全戸訪問事業について

主任児童委員も当初から協力できるような体制を作りたいという御提案は、平塚ネウボラルームはぐくみという一体的な支援という理解の中での御意見なのか。意見を受け止めるとどのようなことになるのか。

事務局：主任児童委員との連携は、必要な方には既に実施をしているが、この御意見は「どのお子様にも早くから地域での見守りが一緒にできることがあるのではないか」、というとても心強い御意見である。実際に健診や家庭に一緒に行っていただくのは難しい状況がある。家庭訪問は予約なしでいくこともあり主任児童委員と予定を合わせて行くことは難しいが、必要なお子様には、こども家庭センターを中心に早期に医療機関と情報連携をしている。地域での見守りが必要な場合は都度連携していきたい。主任児童委員や民生委員とは日頃から顔の見える関係を作って連携がスムーズにいくような働きかけも必要だと考えている。

会長：必要な方にとは、家族が必要と考える場合か、行政として必要と提案をするのか。

事務局：家族からの場合もあれば、医療機関から母や子の様子を支援が必要ではと連絡をもらうこともある。

（２）特定教育・保育施設にかかる利用定員

本議事について、資料２－１「子ども・子育て支援新制度における施設の利用定員について」及び資料２－２「新規に利用定員を定める施設」に基づき、事務局から説明した。

【質疑応答なし】

会長：議題（２）について、了承とする。

（３）その他

事務局から「こども計画の公表」、「子ども・子育て会議委員の募集」、「令和７年度当初予算における健康・こども部の主要施策」について、情報提供を行った。

出席者：前田会長、金田委員、白川委員、設楽委員、梅本委員、清田委員、
大津委員、古川委員、野口委員、萩原委員、山口委員、長谷川委員、
草野委員

傍聴者：１人

事務局：健康・こども部長、保育課長、こども家庭課長、健康課担当課長、
青少年課長、学務課長、社会教育課長、教育指導課 1 人、保育課 5 人

以 上

スクールカウンセラー派遣事業（意見への回答）

1. 取組状況評価の書き方の見直し

来年度以降は、市と県のスクールカウンセラーの配置に変化があっても取組の評価を継続して見ていくことができるよう、相談実績の記載方法の検討を行います。

2. 市と県教育委員会からの派遣の連携とすみ分け

県スクールカウンセラーは中学校に配置でき、市スクールカウンセラーは小・中学校どちらにも派遣することができます。それぞれの勤務の条件を考慮して、市内のスクールカウンセラーの配置・派遣を検討しています。

令和 6 年度は、県スクールカウンセラー 24 名を、中学校 15 校に 1～2 名配置しました。市スクールカウンセラーは、小学校 28 校と、県スクールカウンセラーが 1 名配置の中学校に派遣しました。

市と県の違いはあっても、校内では児童生徒や保護者、教職員に対して同様な対応を行ったり、スクールカウンセラー間で必要な情報共有を行ったりしています。

3. 小中でカウンセラーが違うのは、メリットがあって分けているのか。

同じ学区の小・中学校を同じスクールカウンセラーが担当することで、継続して相談ができたり、相談者の安心につながったりすることは認識しています。今後のよりよい相談体制の構築をめざし、市・県のスクールカウンセラーの配置について検討していきます。

4. 相談の流れを見通せるように、また親にも情報共有して欲しい。

スクールカウンセラーの対応により、御心配をおかけして申し訳ございません。異動にかかわる引き継ぎや学校や保護者との情報共有については、保護者の意向を大切にしながら対応していくよう周知しております。保護者に安心して相談していただけるよう、今後も学校やスクールカウンセラー本人への周知に努めていきます。

5. スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも A 評価であるが、より相談体制を充実させる意味では、今の意見等を活かしていただければと思う。

スクールカウンセラーは心理の専門性を、スクールソーシャルワーカーは社会福祉に関する専門性を有しています。いただいた御意見を参考にし、それぞれの持つ専門性を生かしながら、学校における相談・支援体制の充実に努めていきます。